

令和5年度介護サービス情報の報告及び情報公表事務に関する計画

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」及び第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を、次のとおり定める。

令和5年8月23日

山形県知事 吉村 美栄子

1 計画の基準日

令和5年4月1日

2 計画の期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日

3 報告及び情報公表の対象となる事業者

「介護サービス情報の公表の対象となるサービス一覧」に記載の介護サービスを提供している事業者とする。（別紙1）

ただし、次のいずれかの要件に該当する事業所を運営している場合に限る。

- ① 基準日において指定を受けており、かつ、前年度に利用者の負担額を含めた介護報酬の支払いを受けた額が100万円を超える事業所。（別紙2）
- ② 基準日以降に新たにサービスの提供を開始した事業所（以下「新規事業所」という）。ただし、この場合の報告、公表の内容は、基本情報のみとする。なお、基準日より前にサービス提供を開始した事業所で、前年度中に報告を求められていない事業所は、新規事業所とみなす。（別紙3）
- ③ 上記①、②のいずれにも該当しないが、任意で公表することを申し出た事業所。

4 報告の提出及び期限

報告の提出先は、山形県指定情報公表センター（特定非営利活動法人エール・フォーユー（住所：山形市小白川町二丁目3番31号）とし、その期限は、別途指定情報公表センターが通知した日とする。

5 制度概要及び手続き等について

「介護サービス情報の公表制度」（別紙4）のとおり。

6 報告内容の公表を行う時期

原則として、報告を行った月又はその翌月とする。

7 是正命令等を受けた事業者に係る情報

山形県知事から、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第4項の規定に基づき、報告を行うこと又は報告の内容の是正を命じられた事業者に係る介護サービス情報の報告期限又は公表の時期については、当該命令において別に定める。